

別 紙

住民基本台帳ネットワークシステムにおける
本人確認情報の利用拡大について

答申

平成18年1月
島根県個人情報保護審査会

まえがき

(1) 住基ネット運用における個人情報保護の重要性と本答申の視点

今日の急速な情報化・IT化の流れは、一方で現代社会における個人や団体の生活及び諸活動の利便性・効率性等を飛躍的に高める効果をもたらしていますが、同時に、大量の個人情報が本人の知らないところで流通し、利用・提供される状況を増大させています。このような本人の想定しない方法・範囲での個人情報の利用・流通は、個人の自律的な社会生活の重大な障害となりえることを意味します。とりわけ個人情報が誤って取り扱われ、流失すると、個人にとって取り返しのつかない被害をもたらす危険が生じます。したがって、個人情報の収集・利用・提供、あるいは流通については、社会的なコンセンサスのもとに適切なルールを定め、そのもとで適正な運用を図る必要があります。こうした要請に応えるため、平成15年に個人情報保護関連5法が成立しました。また、平成17年4月1日からは「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が全面施行されています。

本答申で取り扱う住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という）は、全国共通の本人確認を実現するシステムとして、平成11年の改正住民基本台帳法により整備されました。住基ネットは、住民負担の軽減・住民サービスの向上、国・地方公共団体を通じた行政改革を促進することを目的に、各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化したものです。これにより、平成14年8月からは住民票コードの付番、本人確認情報の提供（1次サービス）が、また、平成15年8月からは住民票の写しの広域交付、住民基本台帳カードの発行等（2次サービス）が開始され、今日まで順調に稼働するとともに、住民サービスの向上に一定の成果を挙げてきたと評価されています。

しかし、住基ネットは、個人情報そのものを扱うことから、とくに厳格に上記要請に応える仕組みを整備する必要があります。この点については、住民基本台帳法上の個人情報保護のための規定と個人情報保護法等により国政レベルでの基本ルールが定められており、また、島根県においても平成14年制定の「住民基本台帳法施行条例」「島根県住民基本台帳法施行細則」「島根県住民基本台帳ネットワークシステム運用管理規程」において住基ネット上の個人情報の取扱いの基本ルールが定められ、個人情報保護全般に関する平成14年制定の「個人情報保護条例」と相まって、県レベルでの個人情報保護の基本システムも整備されてきております。さらに、平成17年の「個人情報の保護に関する法律」等の全面施行に伴い、「島根県個人情報保護条例」が改正され、県の職員は、今まで以上に個人情報についての基本的な知識や必要となる情報セキュリティ対策を身につけ、日々の業務にあたることが求められています。そして実際にも、これらの制度の下で、島根県では、個人情報保護に最大限努めなが

ら、県行政機関への各種申請に係る住民負担の軽減と行政の効率的運用等を図るため、住民基本台帳法で定められた事務に限り住基ネットの活用に努めてきております。

(2) 本答申のポイント

このような中、平成17年8月31日、島根県知事より、住民基本台帳法第30条の9第2項の規定に基づき、「住民サービスの更なる向上、行政運営の一層の簡素・効率化および行政資源の有効活用という観点から、住基ネットにおける本人確認情報利用拡大を図るため」の諮問がありました。これを受けて本審査会は、個人情報保護の観点から、5回の審議を行い、このたび答申として取りまとめました。

本答申のポイントは、以下の点にあります。

1. 住基ネットについては、一部に依然として疑問や疑念が存在するものの、一定の住民の利便性の向上、行政運営の効率化等に資する形で運用されてきており、また、個人情報保護の点でもとくに問題を生じてきていないこと、さらに、県民の側からもパブリックコメント等を通じてとくに異論が寄せられていないことなどから、個人情報保護のための更なる人的・技術的システム、セキュリティ対策の整備が図られれば、適正な範囲の「本人確認情報利用拡大」は容認される。

2. 「本人確認情報利用拡大」は、現在示されている範囲は、その理由が明示されていることから容認される。ただし、今後さらに利用範囲の拡大が行われる場合は、その範囲と理由を明示し、本審査会に報告する必要がある。

3. 個人情報保護のためのシステム、いわゆるセキュリティ・システムの整備についても、人的側面、技術的側面共にその改善に積極的に取り組まれており、利用拡大が実施される段階で、これらのシステムも確実に実施される予定であることから、本件利用拡大は容認される。ただし、これらのシステムはその実施状況が定期的に住民に公表されなければならない、さらに技術的な側面は定期的な見直しを行う必要がある。

今後は、知事はこの答申の趣旨を踏まえられ、今後も、個人情報の保護を最優先に十分なセキュリティ対策を講じたうえで住基ネットを活用し、住民負担の軽減・サービスの向上、行政事務の効率化に努められますよう期待します。

平成18年1月18日

島根県個人情報保護審査会
会長 藤田 達朗

目 次

1	住民基本台帳ネットワークシステムについて	1
2	本人確認情報の利用拡大(諮問)に関する基本的な考え方	2
3	利用拡大に当たり留意すべき事項	7
4	島根県個人情報保護審査会審議経過	9
5	島根県個人情報保護審査会委員名簿	10

【別紙 1】島根県における住民基本台帳ネットワークシステムの
セキュリティ対策一覧

【別紙 2】職員の本人確認情報等の不正利用等に係る罰則規定

【別紙 3】島根県における住基ネット利用事務一覧(案)

1. 住民基本台帳ネットワークシステムについて

(1) 住民基本台帳ネットワークシステムの沿革

住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）は、平成11年の改正住民基本台帳法（以下「法」という。）により構築され、平成14年8月からは住民票コードの付番、本人確認情報（氏名・住所・性別・生年月日・住民票コード及びこれらの異動情報）の提供（1次サービス）が、また、平成15年8月からは住民票の写しの広域交付、住民基本台帳カードの発行等（2次サービス）が開始されたところである。

住基ネットは、各種行政の基礎であり居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、本人確認情報により全国共通の本人確認ができる仕組みを提供するシステムで、住民負担の軽減と住民サービスの向上、国・地方公共団体を通じた行政運営の効率化を図ることを目的として構築され、さらには、国が目指す「電子政府・電子自治体」を支える基盤となっている。

(2) 住基ネットにおける個人情報保護対策

住基ネットの運用に当たっては、個人情報の保護を最も重要な課題としており、個人情報保護に関する国際的な基準を十分踏まえた上で、次に掲げるとおり、制度面、技術面及び運用面などあらゆる面で必要な対策が講じられている。

【制度面からの対策】

住基ネットで保有する情報は、法により「氏名・生年月日・性別・住所・住民票コード及びこれらの変更情報（以下「本人確認情報」という。）」に限定

本人確認情報の提供先や利用目的は、法で明確に規定されており、目的外の利用を禁止

システム操作者に守秘義務を課しており、更に違反した者に対しては、刑罰を加重

本人確認情報の「安全確保措置」を義務付け

自己の本人確認情報やその利用状況についての開示請求権、訂正等請求権を付与。また、不正な利用があった場合には、島根県個人情報保護条例により本人確認情報の利用停止等請求権を付与

住民票コードの民間部門による利用を禁止

住民票コードはいつでも変更請求が可能

【技術面からの対策】

住基ネットの接続先を限定し、安全性の高い専用回線でネットワークを構築し、接続先以外との通信ができないよう設定。更に通信データを暗号化し、データの盗取や改ざんを防止

ハッカーやコンピュータウイルスなど外部ネットワークからの不正アクセスや不正侵入を防止するため、ネットワークの接続個所にファイアウォールを設置するとともに、侵入検知装置（IDS）で不審な通信パターンを常時監視・解析

通信相手となるコンピュータとの相互認証の実施

県サーバ室（重要機能室）への生体認証入退室システムの導入

停電時等に安全にシステムをシャットダウンするため、無停電電源装置（UPS）を設置

県サーバを二重化（一方に障害が発生した場合でも、もう一方で処理の続行が可能）

ICカードやパスワードにより操作者を制限。また、業務権限以外の操作ができないよう設定

【運用面からの対策】

セキュリティ確保のため、システム運用管理規程・要領等を整備
障害及び不正行為発生時に対応すべき「緊急時対応計画書」を策定

ICカードの適正管理

複雑な暗証番号の設定、暗証番号の適正管理

業務端末へのソフトウェアのインストール禁止

出力帳票の適正管理

本人確認情報保護審議会（島根県個人情報保護審査会）の設置

島根県における住民基本台帳ネットワークシステムのセキュリティ対策
一覧は【別紙1】 のとおり

2 本人確認情報の利用拡大(諮問)に関する基本的な考え方

(1) 個人情報保護に対する住民意識の高まり

近年のIT社会の急速な進展に伴い、個人情報の取扱いに対する住民の不安は一層の高まりをみせており、このような背景から、平成17年4月1日より「個人情報の保護に関する法律」及び「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」が全面施行され、また、これに伴い、島根県においても「島根県個人情報保護条例」の改正を行い、同日から施行されたところである。

また、行政機関や世論調査、学術調査、市場調査等に幅広く利用されている住民基本台帳の閲覧制度についても、社会経済情勢の変化や個人情報保護に対する意識の高まりなどから、その見直しを求める意見が寄せられており、今年度に入り「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」が設置され、閲覧制度のあり方等について必要な検討が行われてきた。

そして、平成17年10月には、「何人でも閲覧を請求できるという現行制度を廃止し、国及び地方公共団体、正当な理由を持つ者のみ閲覧請求できるという制度として再構築する」旨の報告書がまとめられたところである。

現在、国においては、この検討会の報告書をもとに必要な法改正を予定している。

このほか、平成17年5月に、住民基本台帳ネットワークシステムに関連した判決が金沢と名古屋の各地裁で相次いで出されたが、このうち、金沢地裁の判決では、「プライバシーの権利は、いわゆる人格権の一内容として憲法13条により保障されており、かつ、プライバシーの権利には、自己情報コントロール権が含まれると解すべき」との考えが示され、全国で初めて、原告が求める「住基ネットからの離脱」を認める旨の判決が下されたところである。

この「自己情報コントロール権」については、個人情報保護・プライバシー保護の国際水準を示すとされるOECD8原則や諸外国のこの問題に関する整備状況を踏まえて、学説上は支配的見解となりつつあるが、行政実務・判例においてはなお十分に確立された見解とはなりえていない。しかし、2003年制定の個人情報保護法は、なお内容的に不十分との指摘はあるものの、OECD8原則を踏まえた個人情報保護立法であり、同法の運用、さらに住基ネットと個人情報保護のあり方を考える上で、「自己情報コントロール権」の考え方は重要な示唆を与えるものである。

(2) 住基ネットが持つ危険性

金沢地裁では、住基ネットによる「情報漏洩の具体的な危険性」の存在はないものの、「住民票コードにより、行政機関が持っている膨大な個人情報とデータマッチングされ、住民票コードをいわばマスターキーのように使用し、名寄せされる危険性が飛躍的に高まった」と、住基ネットが秘める危険性を指摘する判決であったのに対し、一方で、名古屋地裁と平成17年10月に判決のあった福岡地裁では、法により民間部門における住民票コードの利用が禁止されていること、行政機関においても利用事務以外の目的への本人確認情報の利用は禁止されていること、また、住基ネット業務に携わる職員に守秘義務を課し、これに違反した者に対しては通常より重い罰則規定を設けていることなど

から、住基ネットが、本人確認という目的以外に使用されたり個人のプライバシーに係る法的利益に対する侵害を容易に引き起こすような危険なシステムであるとは認められないとして、原告の請求が棄却された。

このように司法の判断は分かれるところであるが、県の実施機関においては、今後、金沢地裁の指摘する危険性が現実のものとならないよう、今まで以上に嚴重な個人情報保護措置が必要になってくると考えるべきであろう。

また、1(2)で述べているように、現在、住基ネットの運用に当たっては個人情報保護を最優先に考え、制度面、技術面及び運用面などで最高のセキュリティ対策が施されているが、情報技術は今もめざましい発展を遂げており、これに伴い、技術面における新たな脅威の可能性も想定されるところである。

県民の重要な個人情報を扱う住基ネットに関しては、その想定される脅威に対して万全の防護対策を講じるなど、常に最高のセキュリティを確保していかなければならない。

(3) 住基ネットの利用拡大により懸念される事項とその対応策

このほか、今回の利用事務の拡大に伴い、住基ネットを利用する職員が増えることによって、「住基ネットを利用した目的外による本人確認情報の収集」といった危険性が増すことが想定される。

通常、県の職員には、個人の秘密の漏えいに関し、地方公務員法で守秘義務と罰則が設けられているが、住基ネットにおける本人確認情報等の不正利用等については、法で地方公務員法より重い罰則規定が設けられているほか、島根県個人情報保護条例においても、個人情報の適正な取扱いを確保するため、個人情報の不正な利用、提供や目的外による収集を禁止し、罰則規定が設けられている。(詳細は【別紙2】のとおり)

しかしながら、こういった罰則規定により個人情報の保護が完全となるものではなく、一職員のモラルの低下によっては、個人情報の漏洩や目的外による個人情報の収集を引き起こす可能性が、県のあらゆる事務においてあり得るものといえる。

県は、こういった懸念される危険性に対して、通常から職員の法令遵守の精神を養うための指導・教育を行うなど、万全の防止対策を施す必要があるし、このような県民の不安に対して、県政に対する信頼も含め、県がどのように個人情報保護を行っているのか十分な説明責任を果たす義務がある。

(4) 住基ネットが挙げてきた成果

以上、住基ネットが持つ危険性等を述べてきたが、住基ネットは、1(2)にあるとおり、個人情報の保護を最優先に様々なセキュリティ対策が講じられ、運用開始からこれまでのところ不正アクセスなどのトラブルもなく順調に稼働している。

また、住基ネットが稼働したことにより、パスポート交付の際に必要な住民票の写しの添付が不要となったり、全国どこの市町村でも住民票の写しの交付が受けられるようになったこと、このほか、住民の転入出の際に市町村間で行ってきた郵送による通知が不要となるなど、住民サービスの向上や行政事務の効率化についても一定の成果を挙げてきているものと認められる。

(5) 今後、住基ネットで期待される事項

国では、行政情報をホームページなどで提供することを推進するとともに、ほとんどの行政手続をインターネットで行えるようにするため、「電子政府・電子自治体」の構築を最重要課題の一つとして挙げており、平成14年12月には、行政手続きについて、書面によることに加えオンラインでも可能とするための法律「電子政府・電子自治体の推進のための行政手続オンライン化関係三法」が制定された。

また、島根県では、IT社会に対応した「電子県庁」を構築していくための基本計画である「島根県電子県庁推進計画(平成14年度～平成18年度)平成14年4月制定 平成17年3月改訂」において、情報通信基盤の整備として「住民基本台帳ネットワークシステム」を挙げ、さらには、県民の利便性の向上と行政運営の効率化を目的として、住民のコンセンサスのもとに県条例に基づく利用事務の拡大を検討していく必要があると述べており、行政機関への各種申請・届出等に係る手続きの簡素化を可能とする「電子政府・電子自治体」を実現化する観点からも、利用事務の拡大は意味のあるものと考えられる。

(6) 住基ネットの利用拡大によって得られる効果

諮問のとおり、法定されている事務以外の事務においても住基ネットを活用することとなれば、その申請等に要する県民の負担(時間、交通費、手数料等)は軽減され、県民の利便性の向上に資するものであると考えられる。

また、従来、県職員が住民票の写し等を職権で取得していた事務についても、住基ネットを活用することによって、取得に要していた郵送料、交通費、人件費及び時間の削減が可能となり、県の行政機関における事務の合理化や行政経費の削減が図られることとなるため、行政運営の効率化の観点からも有効なものと考えられる。

このほか、市町村においては、住民票の写し等の交付事務が減少することとなるため、人件費の削減等に寄与するものと想定される。

(7) 利用拡大に当たっての事務の選定について

今回の諮問における利用事務の選定では、現在、県民に住民票の写し等の添付を求めている事務と県知事が自ら住民票の写し等を取得している事務の全ての事務について、県が、住民票の写し等の添付のそもそもの必要性の有無も含め、住基ネット利用の可否について検討したところである。

その結果、住基ネットを利用できる事務として【別紙3】に掲げる36の事務が挙げられたところであるが、個々の事務において処理件数の多少はあるものの、いずれの事務も住基ネットを活用することにより、県民の利便性の向上や行政運営の効率化に資するものであることから、基本的には、利用の拡大は適当であるものと考えられる。

しかしながら、この36の事務すべてにおいて、一様に住基ネットの利用を義務化するのではなく、個々の県民による選択が可能となるよう、現行の住民票の写し等の添付制度を残しておくことが望ましい。

また、県が住民票の写し等を職権取得している事務のうち、過去の事務処理実績が極めて少ない事務については、その事務処理において特に迅速性が求められるもの等に限定するなど、住基ネット利用に伴う効果とそれに対するリスクを比較考慮し、無制限に利用を拡大することのないよう、事務の選定に当たっては慎重に検討すべきである。

なお、当初、諮問のあった事務は【別紙3】の36事務ではあるが、近々、個別法の改正が予定されており、今後の事務処理方法が現時点で明確となっていないもの等(具体的には、【別紙3】1利用事務の(1)中、10、11及び12の事務)については、2月議会提案条例(案)に盛り込むことは見送られるよう留意されたい。

あわせて、条例改正後においても、社会情勢の変化等に対応して常に利用事務を見直すとともに、見直しに当たっては個人情報保護を最優先課題とする基本理念のもと、必要な措置を講じることは当然である。

具体的には、現在、住基ネットが利用できない事務にあつては、再度、その利用の可能性を、また、住基ネットを利用している事務にあつては、本人確認の手法を他で代用できないか又は省略できないかなどの検討を行い、真の「県

民の利便性の向上」、「行政運営の効率化」を目指し、併せて、現状の個人情報保護対策についても、満足することなく不断の見直しを行いセキュリティレベルアップに取り組むなど積極的な見直しを行われたい。

また、今後の利用事務の拡大に当たっては、本答申の趣旨を踏まえた上で利用事務を選定するものとし、あらかじめ本審査会の意見を聞くこととされたい。このほか、政策への県民参加制度(パブリックコメント)を活用するなどして、県民の十分なコンセンサスを得た上で、議会での審議を経て、本人確認情報を利用・提供することが適当であると考えられる。

3 利用拡大に当たり留意すべき事項

本人確認情報の利用拡大(諮問)に関する基本的な考え方は2で述べたとおりであるが、その利用に当たっては、個人情報保護の観点から次のような対策を講じた上で、今まで以上に確実な運用を図られたい。

(1) 政策への県民参加制度(パブリックコメント)の活用

本人確認情報の利用拡大については、政策への県民参加制度(パブリックコメント)を活用するなどして、県民の十分なコンセンサスを得た上で、本人確認情報を利用・提供することが適当である。

この際、利用拡大する事務はもちろんのこと、住基ネットにおける個人情報保護については、制度面、技術面及び運用面から様々なセキュリティ対策が講じられており、安全なネットワークシステムであることを、再度、県民に十分説明すること

(2) 申請者等への周知

利用拡大することにより、従来、県民に求めていた住民票の写し等が不要となる事務にあつては、運用に先立ち、その旨を県の各機関の窓口や申請書の記載要領等により周知を行うこと

(3) セキュリティ研修の実施

利用事務の拡大により、住基ネットを利用する職員が大幅に増加することが想定されるが、職員の不正利用などによる個人情報漏洩の防止対策として、セキュリティ研修計画を明確にし、特に、職員の法令遵守の精神を養うため、本人確認情報の安全確保義務・守秘義務・目的外利用の禁止の徹底に重点を置いた計画的な研修を実施すること

(4) ICカード、パスワードの有効期限の設定

住基ネットの利用事務を拡大することに比例して、住基ネットに携わる職

員も増えることとなり、情報の拡散という危険性も生じてくるため、業務操作に必要なＩＣカード及びパスワードに有効期限を設定するなど、情報漏洩防止のための必要な対策を講じること

(5) 住基ネット利用前の内部決裁の義務付け

現在は、県の職員が職権で住民票の写し等を取得する場合、県内部の決裁と、市町村住民基本台帳担当課内の決裁という２つの審査を経ている。住基ネットを利用できることになると、利用権限を持った者であれば住基端末で容易に情報を検索することが可能となる。操作のためのＩＣカードは、カード管理者により厳重に保管され、また、端末の利用に当たっては、端末装置管理者の許可が必要となっはいるものの、興味本位の覗き見などの不正利用を防止するため、職権により本人確認情報を利用する事務にあつては、事前に、検索対象者について所属長の承認を得ることを運用管理要領等で義務付けること

(6) 本人確認情報の利用状況報告

ネットワークシステム管理者は、定期的に、住基ネット利用所属における本人確認情報の利用状況を報告させ、県サーバへのアクセスログと突合させることにより不正利用のチェック体制を強化すること

(7) 監査の実施

住基ネットの確実な運用を確保するため、県の運用管理規程とは別に監査要綱等を整備し、住基ネット利用所属等における内部チェックを義務化するとともに、監査人による定期的な監査を実施すること

(8) 本人確認情報の利用及び提供の状況の公表

現在、島根県の条例・規則等において、本人確認情報の利用に関する公表の規定は存在していない。今後は、事務の透明性の確保・個人情報の保護といった観点から、条例で毎年１回の公表規定を設けることが望ましい。なお、公表の手法としては、県報での告知にとどまらず、多くの県民の目に触れられるよう、県の広報誌、ホームページ等の媒体を活用し、効果的で継続性のある広報に努めること

審議経過

回	開催日	審議内容
第14回	平成17年 8月31日(水)	・ 諮問 ・ 諮問内容及び資料説明 ・ 審議
第15回	平成17年 9月30日(金)	・ 諮問内容追加説明 ・ 審議 ・ 議論のまとめ
第16回	平成17年10月25日(火)	・ 論点整理
第17回	平成17年11月24日(木)	・ 答申案検討
第18回	平成17年12月22日(木)	・ 答申案まとめ

島根県における住基ネットシステムのセキュリティ対策

【制度面】

- ・保有する情報を、本人確認情報（氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード及びこれらの変更情報）に限定
- ・本人確認情報の提供先、利用目的を住民基本台帳法で明確に規定
- ・システム操作者に守秘義務、更に刑罰を加重（2年以下の懲役又は百万円以下の罰金）
- ・本人確認情報の「安全確保措置」を義務付け
- ・住民票コードの民間利用を禁止
- ・住民票コードはいつでも変更請求が可能

【技術面】

- ・専用回線（二重化）でネットワークを構築
- ・通信データの暗号化
- ・ファイアウォールにより外部からの不正な通信を防止
- ・全国センターの「侵入検出装置（IDS）」により不審な通信を監視
- ・通信相手となるコンピュータの相互認証（不審者でないことを確認）
- ・ICカードやパスワードにより操作者を制限、また、業務権限以外の操作は不可

【運用面】

- ・セキュリティ確保のため、システム運用管理規程・要領等を整備
セキュリティ会議の設置、セキュリティ統括責任者等の設置、システム従事者に対する研修の実施、監査
- ・障害及び不正行為発生時に対応すべき「緊急時対応計画書」の策定
- ・ICカードの管理徹底
- ・複雑な暗証番号の設定、暗証番号の適正管理
- ・業務端末へのソフトウェアのインストールを禁止
- ・端末設置場所と操作時の配慮
- ・出力帳票の管理徹底
- ・本人確認情報保護審議会（島根県個人情報保護審査会）の設置

島根県独自の独自措置

【制度面】

- ・本人確認情報の利用状況等の開示、訂正及び利用停止請求権の付与
（島根県個人情報保護条例）
- ・個人情報の不正な提供と目的外収集の禁止を義務づけ、違反者には罰則規定を適用
（島根県個人情報保護条例）

【技術面】

- ・県サーバ室（重要機能室）における生体認証入退室管理システムの導入、監視カメラの設置及び耐震対策（免震床）の実施
- ・無停電電源装置（UPS）により、停電時でもシステムを安全にシャットダウン
- ・県サーバを二重化し、一方に障害が発生した場合でも一方で処理を続行
- ・県サーバに耐タンパー装置を搭載

職員の本人確認情報等の不正利用等に係る罰則規定

住民基本台帳法

職員（受託業者も含む）が、職務上知り得た本人確認情報に関する秘密又は本人確認情報の電子計算機処理等に関する秘密を秘密を漏らした場合

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第42条）

住民基本台帳に関する調査に関する事務に従事している者や従事していた者がその事務に関して知り得た秘密を漏らした場合（住基事務全般）

1年以下の懲役又は30万円以下の罰金（第45条）

島根県個人情報保護条例

職員（受託業者も含む）が、正当な理由がないのに、個人情報記録された情報の集合物（電子計算機で検索できるよう体系的に構成したもの）を提供したとき

2年以下の懲役又は100万円以下の罰金（第52条）

職員（受託業者も含む）が、業務上知り得た個人情報を、不正な利益を図る目的で提供・盗用したとき

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第53条）

職員が職権を濫用し、職務以外の目的で個人の秘密が記録された情報を収集したとき

1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第54条）

地方公務員法

職員が、職務上知り得た秘密を漏らした場合

1年以下の懲役又は3万円以下の罰金（第34条）

島根県における住基ネット利用事務一覧(案)【36事務】

1 利用事務【31事務】

(1) 知事が申請者等に住民票の写し等の添付を求めている事務【23事務】

1	島根県吏員恩給条例による給付を受ける権利を有する者または、給付の額の加算の原因となる者の生存の事実または氏名もしくは住所の変更の事実の確認
2	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害にかかる補償事務
3	不動産取得税に係る既存住宅控除・既存住宅用土地減額要件のうち住所要件の確認
4	高圧ガス製造保安責任者・高圧ガス販売主任者の免状の交付及び書換え事務
5	火薬類製造保安責任者等の免状の書換え事務
6	島根県浄化槽保守点検業者の登録申請
7	産業廃棄物リサイクル施設等整備促進事業費補助金の交付申請
8	産業廃棄物搭載車両計量装置整備促進事業費補助金の交付申請
9	へき地医療奨学金貸与の申請
10	介護支援専門員名簿の登録事項の変更申請
11	島根県心身障害者扶養共済の年金受給者の生存の事実または住所の変更の事実の確認
12	危険な動物の飼養の許可申請及び飼養許可変更の届出
13	農薬取締法に規定する農薬販売者の届出
14	肥料取締法に関する登録申請および届出受理
15	家畜人工授精師免許証の記載事項変更申請
16	新規自営漁業希望者に対する漁労技術取得等に関する研修の受講申請
17	遊漁船法に関する登録申請
18	漁船法に関する登録申請
19	中小企業高度化資金の貸付申請
20	公有地の拡大の推進に関する法律に規定する土地の譲渡の届出及び土地の買取希望の申出
21	採石業者の登録・変更届
22	砂利採取業者の登録・変更届
23	都市計画法に規定する開発許可申請

(2) 知事が自ら住民票の写し等をとっている事務【8事務】

1	宗教法人法に規定する宗教法人備付書類提出義務者の住所の確認
2	県税の賦課に係る納税義務者の住所等の確認
3	県税その他徴収金の徴収に係る滞納者等の住所等の確認
4	ゴルフ場利用税又は軽油引取税についての犯則調査に係る納税義務者の住所等の確認
5	中小企業高度化資金の債権管理
6	中小企業設備近代化資金の債権管理
7	公共事業用地の取得に係る権利者の住所等の確認
8	県行治水造林条例に規定する分収造林契約の契約当事者の住所及び生存の確認

2 提供事務【5事務】

(1) 行政委員会(委員)への提供事務

1	島根県立高等学校の入学者選抜の出願手続き	教育委員会
2	島根県教育委員会奨学資金の返還義務者の異動届	教育委員会
3	高等学校奨学資金の貸与者、返還義務者、連帯保証人の異動届	教育委員会
4	収用・使用の裁決・協議、明渡裁決の申立	収用委員会
5	住民監査請求の受理に関する事務	監査委員事務局